

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目次

ページ

### 規則

- 地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則(六七・総務課)……………1
- 秋田県旅費支給規則の一部を改正する規則(六八・人事課)……………1
- 秋田県日額旅費支給規則の一部を改正する規則(六九・人事課)……………3
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(七〇・人事課)……………4
- 秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則(七一・福祉政策課)……………4
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則(七二・障害福祉課)……………5
- 県の衛生関係施設の使用料並びに手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則(七三・健康対策課)……………6
- 健康増進法施行細則の一部を改正する規則(七四・健康対策課)……………7
- 訓令
- 官報掲載及び出版物送付規程を廃止する訓令(七・総務課)……………8
- 議会議訓令
- 秋田県議会議事事務局の組織及び事務に関する規程の一部を改正する訓令(一・議事事務局総務課)……………8

### 規 則

地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺田典城

### 秋田県規則第六十七号

地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則  
地方独立行政法人法施行細則(平成十六年秋田県規則第五号)の一部を次のように改正する。  
第十条中「五年」の下に「(公立大学法人にあつては、六年)」を加える。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田県旅費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺田典城

### 秋田県規則第六十八号

秋田県旅費支給規則の一部を改正する規則  
秋田県旅費支給規則(昭和二十八年秋田県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。  
第十一条の三中「秋田県立大学の学長」を「一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六条第一項第十号に規定する指定職俸給表の適用を受ける職員の職務に相当する職務にある者」に改める。

別表第一を次のように改める。

#### 別表第一 行政職給料表の各級に相当する職務の級(第2条関係)

行政職給料表	1級	2級	3級	4級及び5級	6級及び7級	8級及び9級
公安職給料表	1級及び2級	3級	4級	5級及び6級	7級	8級及び9級
海事職給料表	1級 2級の8号給以下	2級の9号給以上	3級	4級及び5級		
教育職給料表(一)	1級の64号給以下 2級の12号給以下	1級の65号給以上 2級の13号給から	2級の29号給から 2級の36号給まで	2級の37号給以上		3級及び4級

		2級の28号給まで							
教育職給料表(一)	1級の64号給以下 2級の24号給以下	1級の65号給以上 2級の25号給から 2級の40号給まで	2級の41号給から 2級の48号給まで	2級の49号給以上 3級の16号給以下				3級の17号給以上 4級	
研究職給料表	1級 2級の20号給以下	2級の21号給から 2級の44号給まで	2級の45号給以上 3級の8号給以下	3級の9号給以上	4級			5級	
医療職給料表(一)	1級の16号給以下	1級の17号給から 1級の28号給まで	1級の29号給以上	2級	3級の4号給以下			3級の5号給以上 4級	
医療職給料表(二)	1級 2級の20号給以下	2級の21号給以上	3級及び4級	5級	6級			7級	
医療職給料表(三)	1級及び2級	3級の36号給以下	3級の37号給以上 4級	5級	6級				
現業職給料表	1級から4級まで	5級及び6級							
以上一般職の任期付研究員の採用等に関する				1号給又は2号給の給料月額を受け	3号給又は4号給の給料月額を受け			5号給又は6号給の給料月額を受け	

給する条例料(平成12年秋田県条例第152号)第5条第1項の給料表の適用を受ける職員				る者	る者	る者(6号給を超える給料月額を受ける者を含む。)
一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第2項の給料表の適用を受ける職員		全職員				
臨時職員以外の職員	日額8,500円未満の給与を受ける者	日額8,500円以上10,000円未満の給与を受ける者	日額10,000円以上の給与を受ける者	行政職給料表の適用を受ける者との均衡を考慮し、旅行命令権者が相当と認める者		
臨時の職員	全職員					

備考

- この表において公安職給料表、海事職給料表、教育職給料表(一)、教育職給料表(二)、研究職給料表、医療職給料表(一)、医療職給料表(二)及び医療職給料表



この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

#### 秋田県規則第七十号

秋田県知事 寺 田 典 城

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年秋田県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条」を「第二十六条」に改める。

第三条中「当該」を「同表の」に改め、「職員災害報告書（様式第一号）により」を削り、「報告を」を「その旨を報告」に改める。

第四条を次のように改める。

#### 第四条 削除

第八条の見出しを「（補償の請求）」に改め、同条中「本条及び第十条」を「この条」に、「おいては」を「あつては」に改め、「の所属の長」の下に「。第二十四条第一項及び第二項において同じ。」を加え、「受けようとする補償の種類に応じ、次の各号に掲げる補償の請求書を」を削り、「提出しなれば」を「補償の請求をしなれば」に改め、同条各号を削る。

第十条を次のように改める。

#### 第十条 削除

第十一条第一項中「（様式第十六号）」を削る。

第十四条中「一回二月一日から同月末日までの間」を「二月」に改め、「傷病の現状報告書（様式第十七号）、障害の現状報告書（様式第十八号）又は遺族の現状報告書（様式第十九号）により」を削る。

第十六条の見出しを「（所在不明による支給の停止等の通知）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の規定による申請に基づき」を「条例第十六条の規定によりその例によることとされる地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十号）第三十五条第一項又は第二項の規定により」に改め、「当該」の下に「支給の停止又は支給の停止の解除に係る」を加え、「者に」を「者に、」に改め、同項を同条とする。

第二十三条の二第二項中「三級」を「二級」に改める。

第二十五条中「（様式第二十二号）」、「（様式第二十三号）」及び「（様式第二

十四号）」を削る。

本則に次の一条を加える。

#### （補則）

第二十六条 この規則に定めるもののほか、条例及びこの規則の施行に必要なる事項は、別に定める。

附則第五項中「において例」を「の規定によりその例」に、「第二十九条第六項」を「第二十九条第八項」に改める。

様式第一号から様式第二十四号までを削る。

#### 附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

#### 秋田県規則第七十一号

秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例施行規則（平成十四年秋田県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「適合証交付申請書（様式第一号）」を「別に定める様式による申請書」に改め、同条第二項中「様式第二号」を「様式第一号」に改める。

第九条第一項中「特定生活関連施設新築等協議書（様式第三号）」を「別に定める様式による協議書」に改め、同条第二項中「特定生活関連施設変更協議書（様式第四号）」を「別に定める様式による変更協議書」に改める。

第十一条中「特定生活関連施設工事完了届出書（様式第五号）」を「別に定める様式による届出書」に改める。

第十二条中「様式第六号」を「様式第二号」に改める。

第十三条中「特定生活関連施設適合状況報告書（様式第七号）」を「別に定める様式による報告書」に改める。

第十四条第二項「特定生活関連施設新築等通知書（様式第八号）」を「別に定める様式による通知書」に改める。

第十五条第一項第二号中「知事が」を削る。

別表第一第一号の表七の項中「第七条第二十二項」を「第八条第二十五項」に、

「第七条」を「第七条第一項」に、「身体障害者更生援護施設、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第五条に規定する知的障害者援護施設、精神保健

及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五十条の第二項に規定する精神障害者社会復帰施設を「身体障害者社会参加支援施設」に改め、「規定する保護施設」の下に、「障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設」を加える。

様式第一号を削り、様式第二号を様式第一号とし、様式第三号から様式第五号までを削り、様式第六号を様式第二号とし、様式第七号及び様式第八号を削る。

#### 附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、別表第一第一号の表七の項の改正規定（「第七条第二十二項」を「第八条第二十五項」に改める部分を除く。）は、同年十月一日から施行する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

#### 秋田県規則第七十二号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和四十七年秋田県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（申請等に係る調査及び報告）」に改め、同条中「法第二十四条、法第二十五条、法第二十五条の二、法第二十六条」を「の規定による申請、法第二十四条から第二十六条まで若しくは第二十六条の三の規定による通報」に、「申請、通報又は届出があつた」を「届出があつた」に、「所要事項を様式第一号による調査票によりすみやかに」を「所要の事項を速やかに」に改める。

第三条中「法第二十九条の二第一項、法第二十九条の四第二項、法第三十八条の六第一項又は法」を「第二十九条の二第一項、第二十九条の四第二項、第三十八条の六第一項又は」に、「様式第二号による診察依頼書を交付する」を「書面により診察を依頼する」に改める。

第四条中「法第二十九条の二第一項、法第二十九条の四第二項、法第三十八条の六第一項又は法」を「第二十九条の二第一項、第二十九条の四第二項、第三十八条の六第一項又は」に、「行つた」を「行つた」に改め、「様式第三号による」を削る。

第五条第一項中「又は法」を「又は」に改め、「様式第四号による通知書により」を削り、「当たつて」を「当たつて」に改め、「者」の下に「その旨を」を加え、同条第二項中「又は法」を「又は」に、「による」を「により」に、「の入院措置を決定した」を「を入院させようとする」に、「様式第五号による通知書によ

り」を「その旨を」に改める。

第六条第一項中「第二十九条の四又は法」を「第二十九条の四第一項又は」に改め、「様式第六号による通知書により」を削り、「その者を収容して」を「当該措置入院者を入院させて」に改め、「管理者に」の下に「その旨を」を加え、同条第二項中「ときに」の下に「ついて」を、「者が」の下に「当該措置入院者の」を加え、同条第三項中「法第三十八条の三第四項又は法」を「法第三十八条の三第四項又は」に改め、「よる」の下に「退院の」を加え、「当該命令」を「当該退院命令」に改め、同条第四項中「対し、法」を「対し法」に、「よる命令」を「よる退院の命令」に、「場合」を「とき」に、「同条の規定による請求をした者が」を「当該請求をした者が当該入院中の者の」に改め、「命令に係る」を削る。

第七条及び第八条を削る。

第九条の見出し中「死亡報告」を「死亡の報告」に改め、同条中「又は精神病院の管理者」を削り、「様式第九号による報告書」を「その旨」に、「提出しなければ」を「報告しなければ」に改め、同条を第七条とする。

第十条の見出しを「（仮退院の許可の申請等）」に改め、同条第一項中「規定による」の下に「仮退院の」を加え、「様式第十号による」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「仮退院させた」を「法第四十条の規定により仮退院させた」に、「様式第十二号による届出書」を「その旨」に、「提出しなければ」を「届け出なければ」に改め、同項後段を削り、同項を同条第二項とし、同条を第八条とする。

第十一条中「及び」を「又は」に改め、「措置入院者又は」を削り、「經由しなければ」を「經由して提出しなければ」に改め、同条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

#### （補則）

第十条 法、令、省令及びこの規則に定めるもののほか、法及びこの規則の施行に關し必要な事項は、別に定める。

第十二条及び第十三条を削る。

様式第一号から様式第三十九号までを削る。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

（衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部改正）

2 衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則（昭和三十一年秋田県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第五十四号中「第十条第三項（第十三条において準用する場合を含む。）」を「第八条第二項」に、「仮退院者再入院届出書」を「仮退院させた措置入院者の



再入院の届出」に改める。

県の衛生関係施設の使用料並びに手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第七十三号

県の衛生関係施設の使用料並びに手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

第一条の見出しを「(使用料及び手数料の額)」に改め、同条中「県の衛生関係施設の使用料並びに手数料徴収条例(以下「条例」という。)」を「条例」に改め、「(以下「使用料等」という。)」及び「種類及び」を削り、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

(趣旨)

第一条の見出しを「(使用料及び手数料の額)」に改め、同条中「県の衛生関係施設の使用料並びに手数料徴収条例(以下「条例」という。)」を「条例」に改め、「(以下「使用料等」という。)」及び「種類及び」を削り、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

第一条 この規則は、県の衛生関係施設の使用料並びに手数料徴収条例(次条及び第五条において「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

第三条の見出しを「(検査等の申請手続)」に改め、同条中「衛生上の検査」を「県の衛生関係施設(以下単に「施設」という。)」において検査、処理等」に、「もの」を「者」に、「検査委託申請書(様式第一号又は様式第二号)又は温泉分析委託申請書(様式第三号)を」を「別に定める様式による申請書を当該」に、「但し」を「ただし」に改める。

第四条の見出しを「(検査成績書の交付)」に改め、同条第一項中「検査を」を「検査、処理等を」に、「すみやかに」を「速やかに別に定める様式による」に、「検査申請者」を「検査、処理等の申請をした者」に改め、同条第二項を削る。

第五条の見出しを「(使用料及び手数料の免除の申請手続)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「条例第五条の規定による使用料又は手数料」に、「使用料等減免願書(様式第四号)」を「別に定める様式による申請書」に改め、同項を同条とし、同条の次に次の一条を加える。

(補則)

第六条 この規則に定めるもののほか、施設の使用料及び手数料の徴収に關し必要な事項は、別に定める。

別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

一 使用料

診 療	区 分	使 用 料 の 額
		診療報酬の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第九十二号)に基づき算定した額に〇・八を乗じて得た額(その額に十円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)

二 手数料

検査	食品等の成分規格検査	
	一般細菌数検査	大腸菌群検査
腸管出血性大腸菌検査	一件につき	二、四六〇円
細菌培養同定検査	一件につき	二、八九〇円
食中毒原因菌検査	一件につき	一、九〇〇円
細菌等の検査	一件につき	一、四〇〇円
	一定性検査	一、四〇〇円
	一定量検査	一、八七〇円
	一件につき	一、四〇〇円
	一件につき	二五、一三〇円
	一件につき	二、二八〇円
	一件につき	三、三六〇円
	一件につき	二、二八〇円

医薬品、 医薬部外 品、化粧 品、衛生 材料、毒 物、劇物 等の試験	日本薬局方等に 基づく試験	ウイルス検査	一件につき	二、九八〇円	
		細菌等の遺伝子 解析	一件につき	三、五〇〇円	
医薬品、 医薬部外 品、化粧 品、衛生 材料、毒 物、劇物 等の試験	日本薬局方等に 基づく試験	一分離同定検査	一件につき	三、四六〇円	
		二 ノロウイルス検査	一件につき	二、六九〇円	
		一 性状試験	一件につき	一、八八〇円	
		二 示性値試験	一項目につき	一、二四〇円	
		三 確認試験	一項目につき	三、七四〇円	
		四 純度試験	一項目につき一〇、四八〇円(分離操作等の 前処理を必要とする試験又はガスクロマトグラ フ、高速液体クロマトグラフ等の高度な分析機 器を使用する試験以外の試験(第七号において 「簡単な試験」という。)にあつては、四、一 〇〇円)		
		五 乾燥減量試験	一件につき	三、九八〇円	
		六 強熱残分試験	一件につき	三、二一〇円	
七 定量試験	一項目につき二三、九七〇円(簡単な試験に あつては、九、四五〇円)				
八 微生物学的試験					
(一) 発熱性物質試験	一件につき	七七、九五〇円			
(二) 無菌試験	一件につき	三二〇円			

検査成績書の謄本の交付	その他の試験	九 その他の試験 一項目につき	五、八四〇円
	診断書の交付	実費を超えない範囲内において試験項目ごとにその 都度施設の長が定める額	
証明書の交付	一通につき七三〇円。ただし、同一内容の診断 書、証明書又は検査成績書の謄本を二通以上交付 するときは、二通目からは、一通につき二〇〇円 とする。		

様式第一号から様式第四号までを削る。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

健康増進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第七十四号

健康増進法施行細則の一部を改正する規則

健康増進法施行細則(平成十五年秋田県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「給食施設栄養指導票」を「指導票」に改める。

第三条を次のように改める。

(特定給食施設の届出)

第三条 法の規定に基づく次に掲げる届出は、別に定める様式によらなければならない。

一 法第二十条第一項の規定による特定給食施設の事業の開始の届出

二 法第二十条第二項前段の規定による特定給食施設の事業の変更の届出

三 法第二十条第二項後段の特定給食施設の事業の休止又は廃止に係る届出

第五条中「五月及び十一月」を「六月」に、「特定給食施設栄養報告書」を「報告書」に、「これらの月の翌月十日」を「翌月二十日」に改める。

第七条中「において準用する」を「の規定によりみなして適用する」に改める。  
様式第一号から様式第三号までを削る。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

秋田県訓令第七号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

官報掲載及び出版物送付規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

官報掲載及び出版物送付規程を廃止する訓令

官報掲載及び出版物送付規程（昭和二十五年秋田県訓令甲第三号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

議 会 訓 令

秋田県議会訓令第一号

事 務 局 一 般

秋田県議会事務局の組織及び事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

秋田県議会議長 中 泉 松 之 助

秋田県議会事務局の組織及び事務に関する規程の一部を改正する訓令

秋田県議会事務局の組織及び事務に関する規程（昭和三十年十月一日制定）の一部を次のように改正する。

第六条第四項中「等」の下に「並びに児童手当の受給資格及び額の認定等」を加える。

第九条第六号中「並びに児童手当の受給資格及び額の認定等」を削る。

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

印 刷 所

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話 862-8766 FAX 863-0005  
Email: matsubara@natsubara-ansu.co.jp

購読料金 一月三千六百七十五円（税込）

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄